

農林水産省独立行政法人評価有識者会議

農畜産業振興機構部会

農林水産省畜産局総務課

農林水産省独立行政法人評価有識者会議  
農畜産業振興機構部会

日時：令和5年7月20日（木）

会場：独立行政法人農畜産業振興機構

北館6階大会議室

時間：15：00～16：58

議事次第

1. 開会

2. 挨拶

(1) 農林水産省畜産局総務課長

(2) 独立行政法人農畜産業振興機構理事長

3. 議事

(1) 令和4年度に係る業務の実績に関する評価について

(2) 第4期中期目標期間実績評価について

(3) 第5期中期目標・中期計画について

(4) その他

4. 閉会

午後 3 時 00 分 開会

○畜産局総務課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価有識者会議農畜産業振興機構部会を開催いたします。

本日の司会を担当いたします畜産局総務課機構班、大島と申します。よろしくお願ひいたします。

本会議は、独立行政法人通則法第32条に基づく農畜産業振興機構の令和4年度の事業実績の評価及び平成30年度から令和4年度までの第4期中期目標期間の事業実績の評価、この二つの評価について委員の皆様から御意見を伺うものでございます。

本日は、委員全員の御出席を頂いております。御多忙の中、また大変お暑い中、誠にありがとうございます。

また、農林水産省各担当官のほか、機構から理事長を始め役員及び職員の御出席を頂いております。座席表をお配りしておりますので、紹介は省略させていただきたいと思います。

なお、本日、機構の菅宮理事は急用により欠席されると聞いております。

それでは、会議の開催に当たりまして、畜産局総務課長の三野より御挨拶を申し上げます。

○畜産局総務課長 お疲れさまでございます。

ただいま御紹介にあずかりました、農林水産省畜産局で総務課長を務めております三野と申します。7月4日付でこのポストを拝命いたしました。まずもって着任の御挨拶、よろしくお願い申し上げます。

それから、独立行政法人評価有識者会議農畜産業振興機構部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

今日も大変暑いですけれども、委員の皆様方におかれましては大変御多用の中、御出席を賜りまして、ありがとうございます。日頃より多岐にわたる農林水産行政全般にわたりまして御支援、御協力賜っておりますことを、この場をお借りして改めて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

機構業務はこの数年、円安ですかコロナ禍による需給緩和など非常に厳しい局面に直面している中で、需給や価格の安定、そして経営の安定など機動的な支援策をやっており、いつも増して機構業務の重要性が評価された昨今ではないかと思います。しかしながら、その評価にしっかりと堪えていくため、あるいは答えを出していくためには常に納税者視点で不断の点検、検証、分析、そして必要に応じた見直し、こういうものが欠かせないと当局としても考えているところでございます。

本日は、令和4年度の業務実績の評価に加えまして、平成30年度から5年間の中期目標の業務実績に係る評価ということで御審議を賜りたいと考えております。資料が非常に大部でございますけれども、皆様お忙しい中でもございますし、ポイントを分かりやすく、要領よく、できるだけ簡潔な形で御説明申し上げて、委員の皆様方から御意見を賜る時間をしっかりと確保して議事を進めていきたいと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、世の中、社会的評価に堪えて今後もしっかり機構が業務を適切かつ効率的に運営していくためには、皆様方からの御指摘をしっかりと踏まえ、それを業務にいかしていくことが非常に重要であると改めて考えているところでございます。

簡単ではございますけれども、会の開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

改めまして、本日は忌憚のない御意見、御質問等を頂ければと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございます。

○畜産局総務課長補佐 続きまして、農畜産業振興機構、天羽理事長から御挨拶を頂きます。よろしくお願ひいたします。

○天羽理事長 御紹介いただきました天羽でございます。今年4月からa l i c —農畜産業振興機構理事長を拝命しております。よろしくお願ひいたします。

本日はこのように暑い中、御多忙の中、麻布台までお運びいただきまして誠にありがとうございます。また、監督官庁の農林水産省の三野総務課長ほか担当官の皆様方も、お運びいただきまして誠にありがとうございます。

令和4年度の業務実績につきまして、今日、御説明させていただくわけでございます。詳細は担当理事から御説明させていただきますが、冒頭、私から簡単に御説明させていただきます。

まず、畜産関係でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大により、乳製品の需給緩和、ウクライナ情勢等に伴う飼料価格の高騰に対応した緊急対策を迅速かつ的確に実施してまいりました。

野菜関係です。主要野菜の価格低迷を踏まえまして、緊急需給調整事業を実施いたしました。また、加工業務用野菜取引の活性化を図るための事業の実施、オンラインでの国産野菜のマッチングサイト「ベジマチ」の普及拡大に努めてまいりました。

砂糖・でん粉関係では、オンライン化の取組を更に進めまして、申請者の利便性の向上を図ってまいりました。

また、国際情勢が不安定な状況にある中、機構が行います情報収集提供業務はその重要性が

増していると考えております。コロナ後の出入国の緩和状況を踏まえまして、徐々に内外の関係者との対面による情報交換、現地調査を再開しているところでございます。

本日の会議におきましての委員の先生方の御意見を踏まえて、今後、農林水産大臣に評価を頂くこととなると承知しておりますが、本日頂きます評価結果もしっかりと受け止めさせていただき、反芻、咀嚼して今後の私どもの効率的かつ円滑な事業の実施に努めたいと考えております。

また、この4月から新たに第5期中期目標、中期計画期間がスタートしてございます。これに基づきまして適切な業務運営に努めてまいりたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○畜産局総務課長補佐 ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

お手元にお配りしております資料は、会議次第、配付資料一覧、座席表がそれぞれ1枚、次に資料1の委員名簿、資料2、令和4年度の業務実績に関する評価書（案）、資料3の、機構の自己評価に係る参考資料、資料4の、第4期中期目標期間の業務実績に関する評価書（案）、資料5の、第5期中期目標・中期計画、参考1として業務実績に関する評定方法、参考2として令和4事業年度の機構の財務諸表等、決算報告書となっております。

万が一、不足の資料がございましたらお申し付けください。大丈夫でしょうか。

冒頭にもお話しさせていただいたとおり、本日は、農畜産業振興機構の令和4年度に係る業務の実績に関する評価及び第4期中期目標期間の業務実績に関する評価について御審議いただくこととしております。

議事の進め方としまして、まず、資料2の令和4年度の業務実績評価の機構の自己評価について機構から御説明いただきまして、その後、農水省の評価案を御説明させていただき、委員の皆様から御意見、御質問を頂くこととします。次に、第4期中期目標期間の業務実績の評価について、こちらは当省から評価案を御説明し、委員の皆様から御意見、御質問を賜りたいと思っております。

また、審議とは別になりますが、先ほど理事長からもお話がありましたように今年度から第5期中期目標期間が始まっております。こちらについて、資料5により当省から説明させていただきたいと思います。

なお、本日は時間も限られておりますから、ポイントを絞った形で説明させていただきたいと考えております。

また、会議の議事録の公開についてですが、会議終了後、委員の皆様の御確認を得た上で議事録を農水省のホームページで公表することになっておりますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

それでは、令和4年度の業務実績評価の自己評価について、機構から御説明をお願いいたします。

○瀬島総括理事 評価を担当しております総括理事の瀬島と申します。

私からは、資料2に基づき、当機構での自己評価につきまして、a評価以上の項目に絞って説明したいと思います。

令和4年度の業務実績につきましては、a評価を8個、s評価を二つ、自己評価で付けさせていただいております。

では、順を追って御説明いたします。

資料2ですが、まず、16ページをお願いいたします。

こちらは肉畜セグメントです。

このページ全体が緊急対策となっております。

右から2列目が<評定と根拠>ということで、私どもの自己評価となっておりますが、こちらをa評価といたしました。

この緊急対策ですが、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病ですか台風などの自然災害、あるいは畜産をめぐる諸情勢の変化、こういったものに対応した農家や畜産関係者への影響緩和対策を機動的に実施するということで、国からの要請文を受理した後に、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定するという計画になっております。

令和4年度につきまして、肉畜セグメントに関しましては、御案内のとおり肉用子牛価格が低落したり、あるいは配合飼料価格が高騰したり、様々な情勢がございました。特に飼料穀物価格の高騰によりまして、国の予備費を活用した緊急対策が実施されました。私どもとしては、配合飼料価格安定制度という国の制度がございますが、そちらに基づきます補填金の交付を迅速かつ確実に行うために、融資機関からの借入れに必要となる利子相当額を支援することにつきまして、国あるいは事業実施主体と緊密に連携して対応したことをもちまして、a評価としております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

26ページは酪農・乳業セグメントでございます。

中段ですが、こちらも緊急対策ということで、先ほどの肉畜セグメントと同様、酪農・乳業

セグメントにつきましても酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応した緊急的な対策ということで、同様の目標を掲げております。

令和4年度は酪農・乳業セグメントに関しましては輸入粗飼料の価格が高騰した中で、国産物の利用を拡大する、あるいは生産コストの削減を図る、そういう酪農家の方たちに対しまして生産コストの上昇分を補填する事業について、非常に短期間での事業実施を要請されました。それに対応いたしまして、9月に措置されて11月には交付を始める取組を、事業の内容を周知する等、国あるいは事業実施主体と緊密に連携して迅速に行なったことをもって a 評価しております。

続きまして、34ページをお願いいたします。

こちらは野菜セグメントになります。

下から5行目ですが、需給調整・価格安定対策という項目がございます。

計画では、野菜の需給動向を定期的に把握して関係者に情報提供すること、それから緊急需給調整事業その他の野菜農業振興事業に関しまして、事業説明会等の実施によって機動的、弾力的に実施する計画になっております。

令和4年度につきましては事業説明会等を行うとともに、特に緊急需給調整事業の円滑な推進のために指定野菜、全部で14品目ございますが、そちらの一つ一つの品目につきまして、消費者がふだん見ることのできない収穫から出荷までの工程の動画を撮影、編集してユーチューブに公開いたしました。それとともに生産者、流通業者、消費者などから成ります野菜需給協議会という枠組みがございますが、そちらの方々にも共有して、私どもがやっております緊急需給調整事業の必要性等に係る共通認識の醸成を図ったことを持ちまして、a 評価とさせていただいております。

続きまして、46ページをお願いいたします。

46ページと47ページ、2項目ございますが、こちらはいずれも情報セグメントです。

46ページは自己評価を s 評価しております。

こちらは調査テーマの重点化ということで、何を調査するかを重点化する、それから情報ニーズの把握に関して、情報利用者の参画を得て検討するという取組項目になっておりますが、令和4年度は、ウクライナ情勢が非常に短期間のうちに緊迫ってきてトウモロコシ等の物資の需給あるいは価格が非常にダイナミックに変化した年でございました。

私ども、毎年重点テーマを前の年度末に作っておりますが、ウクライナ情勢に関しましては重点テーマの設定後に急激に展開したところ、そういうダイナミックな変化に対しましても

柔軟に体制を整えまして、飼料費あるいは燃料費などの高騰が農畜産物の需給に与える影響につきまして様々な情報源から情報を収集して、タイムリーに情報提供いたしました。

それに加えまして、中国の需給動向に関してもウクライナ同様かねてから関心が高いところでございましたが、こちらもコロナでなかなか現地調査に行けなかったところ、水際が徐々に解除される機を捉えまして、大陸まで行かれないまでも香港まで行ってホットな情報を取ってくるというように精力的に情報提供・収集したことをもちまして、s評価とさせていただければと思います。

47ページは、後段で自己評定を a 評価としております。

こちらは外部の方を対象とした調査報告会の開催や外部からの依頼への対応ということで、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めるという取組項目になっております。

令和4年度、外部の方を対象とした調査報告会につきましては、引き続き対面での開催はなかなか難しかったですが、T e a m s のようなオンライン、あるいはユーチューブといったものを引き続き活用して、報告を行いました。

特に昨年行ったものの一つに、豪州の和牛に関する報告がございます。こちらもユーチューブ配信しましたが、再生回数が今までの中で一番多い結果でございました。

それから、外部からの依頼への対応の一例といたしまして、農林水産省が毎月「食料安全保障月報」をネットで公開していますが、そちらに、私どもの「畜産の情報」という情報誌で毎月公表しております、海外の畜産物の需給動向に関する記事を毎月 U R L で載せてほしいという要請がございまして、そちらも令和4年度から始まったということで、a 評価としております。

続きまして、74ページをお願いいたします。

ここからは、業務運営の効率化というセクションになります。

74ページ中段からですが、I C T の活用による業務運営の効率化の推進という項目でございます。

令和4年度、様々なことを行いました。右から2列目の評定のところに記しておりますが、電子決裁化に対応したシステムの構築などにより内部の業務の合理化・効率化を図ったところです。また、各現業部門がいろいろシステムを持っておりますが、指定乳製品の輸入売買システムはクラウド化を本格運用することとなりました。その結果、この4月から始まりました今の中期目標期間の中に輸入バターの流通計画を公表するという項目がございますが、そちらの公表時期をこれまでの中期目標期間に比べて早く、前倒しすることができます。

それから特産部門につきましても、冒頭、理事長からの挨拶の中でも触れさせていただきましたが、オンライン化を更に進める、具体的には砂糖・でん粉関係業務に関わる売買差額返還請求手続についてオンライン化を進めるということで、調整金を頂いている方の利便性の向上を図ることができました。

それから、牛マルキン——肉用牛肥育経営安定交付金制度のシステムは、eMAFFといいます農林水産省が開発された共通申請サービスを活用しておりますが、そのeMAFFを利用できる方について、私どもに直接申請する生産者だけではなく、積立金管理者を通じて間接的に申請する生産者もeMAFFを利用できるように利便性を図る取組をいたしました。

このように、ICTを様々に活用することで私どもの業務運営の効率化を図ったことに加えまして、それを利用されている方の利便性の向上にもつなげることができたことをもちまして、  
s評価としております。

76ページをお願いいたします。

1行目から8、情報システムの適切な整備及び管理ということで、こちらの項目は、昨年7月に農林水産大臣から中期目標の変更が指示されまして、新たに加わった項目でございます。

具体的には政府の情報システムの整備及び管理の基本的な方針ということで、デジタル庁が創設されたのと軌を一にするものでございますが、私ども独法にも、PMOという情報システムの司令塔のような体制の整備を検討しなさいということが指示されました。9月に指示を受けまして私どもの中期計画の変更をしましたが、そこから約半年の間にPMOたるものを作成するとして、約半年で設置までこぎ着けたということで、a評価としております。

最後になります。115ページをお願いいたします。

115ページから117ページにかけまして、いずれも消費者等への広報に関する三つの項目について、a評価と自己評価をいたしました。

115ページは中段からですが、ホームページの消費者コーナー等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進ということでございます。

令和4年度は何をやったかといいますと、動画を頑張りました。具体的には、評定のところに書いてありますが、機構全体の業務紹介。こちらは今までPDFですとか電子ブックですかいろいろな媒体を通じてホームページで紹介してまいりましたが、それに加えましてイメージ画像ですかナレーションを活用した動画を作成、配信する取組をいたしました。

それから砂糖に関しましても、子供から大人まで興味、親しみを持ってもらうということで、

こちらも動画を複数作成、配信しております。砂糖制度の周知、浸透につながるきっかけということで対応いたしました。

それから、先ほど野菜セグメントでもお話しいたしましたが、指定野菜14品目の動画を公開するということで、今までホームページに関するアンケート調査の中で生産現場の情報が知りたいといった声がございましたので、それにも対応することができたと考えて、a評価としております。

116ページをお願いいたします。

こちらは消費者等との意見交換会などを通じた双方向・同時的な情報や意見の交換ということで、消費者の方々の理解促進を図るという取組でございます。

双方向・同時的なということは、このコロナ禍で昨年度もままならない部分がございました。意見交換会は開催いたしましたが、前年度同様ウェブ方式を採用いたしました。昨年度のテーマはでん粉ということで、需給動向、それから私どもが実施する価格調整制度について御理解を頂くということで、でん粉を使った食べられるトレー やスプーン等を開発、販売している業者さんからプレゼンを頂いたんですが、その業者さんを通じまして参加される消費者代表の方々に事前にサンプルをお配りして、当日はその現物を前に、触ったり食べたりしながら動画を視聴したり意見を交換するといった工夫を施しました。参加者からは「より理解が深まった」といったお声も頂いたところでございます。

双方向という意味では、先ほど情報セグメントでも御紹介いたしましたが、a l i cセミナーという枠組みの中で調査報告会をしております。先ほど情報のところでもお話ししましたようにユーチューブなりオンラインを活用して、ユーチューブに関しては公開期間を延ばすことで皆さんに見ていただく機会を増やしたということで、高評価を頂いております。

最後になりますが、117ページの一番後段です。

ホームページの機能強化ということで、昨年度はトップページのデザインを一新いたしました。障害者あるいは高齢の方を含む全ての方により多く利用していただきやすいようにという考え方の下、デザインを一新したところでございます。

あわせて、118ページになりますが、トップページに専門用語集ということで、取っつきにくい言葉に関して「こういうことですよ」という用語集を今まで掲げておりましたが、そのコンテンツについても刷新したことをもって、a評価としております。

簡単ですが、私からは以上となります。

○畜産局総務課長補佐 ありがとうございました。

それでは、続きまして農林水産省から、令和4年度業務実績に関する当省の評価案について御説明させていただきます。

まず、評価の考え方につきまして改めてお話しさせていただきたいと思いますが、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、より効果的、効率的な目標管理の仕組みとして政府統一的な指針を定めることになります。総務大臣決定の「独立行政法人の評価に関する指針」が平成26年9月に策定されております。この指針において、農林水産大臣は法人による自己評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況等に留意しつつ、評価を行うこととなっております。

また、機構は自ら行う自己評価につきまして、機構独自で外部有識者を委員とする農畜産業振興機構評価委員会を設置して、自己評価に係る御意見を賜っているところでございます。その会議にも農林水産省の担当職員、私も含め参加させていただいているところでございます。

以上のことと踏まえまして、当省としましては、当局及び関係部局において機構の自己評価を確認、それから令和4年度の実際の各担当とのつながり、業務の実施状況等を踏まえて検討した結果、全般的に機構の自己評価が妥当と判断させていただいております。農林水産省としては基本的に機構の自己評価と同様な評価として、評価書案を作成させていただいているところでございます。

そういうことで、個別の評価につきましては先ほど機構から自己評価について説明していただいた内容と重複いたしますので、当方からは全体の評定について説明させていただきたいと思います。

今、見ていただいた資料2の2ページを御覧ください。

総合評価としましては、左上の評定の欄にあります「B：令和4年度の業務は、中期目標における所期の目標を達成していると認められる」とさせていただいております。

評価に至った理由としましては、積み上げ方式ですので、小項目2項目でS評価、8項目でa評価、中項目では1項目でS評価、3項目でA評価となっており、それ以外はB評価がありました。大項目としては全てB評価となったため、総合評定はB評価としております。

次に、法人全体の評価の説明ですけれども、まず第1の、国民に対して提供するサービスの項目につきましては、セグメントごとの経営安定対策で目標どおり迅速な交付金の交付等を行っていただいているほか、需給調整、価格安定対策、国の要請を踏まえた畜産関係業務の緊急対策につきまして、迅速かつ的確に実施されておりました。

大項目の評価はB評価ですけれども、B評価は100%なので悪い評価ではなく、この項目につきましては、農畜産業振興機構法第3条の「機構の目的」で記載されております部分の重要

な目標であり、確実に所期の目標を達成していただいていることを高く評価しております。

また、5行目には情報収集提供業務につきましては、令和4年度の調査テーマの重点化設定が令和4年2月頃、令和4年度が始まる前でちょうどウクライナ情勢が始まった頃とかぶりますが、その時点で、農畜産物に与える影響についてまだそれほど分からぬ状況であった中、農畜産物に与える影響が大きくなってきたことから、それに対する情報収集、それから御説明にもあったように中国の需給動向に関する情報収集・提供を行っていただいたことを高く評価して、S評価としているところでございます。

7行目からの業務運営の効率化について、もう一つS評価とさせていただきました。ICTの活用による業務の効率化の項目でございます。特にeMAFFの本格的運用を前倒しして開始していただいたこと、エンドユーザーまで申請ができるよう構築していただいたこと、これらを高く評価させていただいております。

その他の項目でも、業務経費、一般管理費を計画的に削減していただいていると認められました。

簡単ですけれども、当方からの説明は以上となります。

令和4年度の評価につきまして、ただいまの評価案について委員の先生から御意見等を頂きたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○矢野委員 御説明ありがとうございました。

このところ、特にS評価のあった2項目については充実が図られているなど実感しているところですけれども、質問として3点ほど、補足で御説明いただければと思います。

1点目は、先ほど御説明の中でユーチューブを頑張って作られたというお話をしました。それについて、35ページで指定野菜14品目に関して評価されています。もう一か所、115ページでも評価されておられる。私の理解ですと、115ページについては消費者のいろいろな知識というか、そういうものを深める効果があったという形で評価されていて、35ページはもう少し深い、緊急需給調整事業の必要性などについて認識を深めていただく効果があったという形で評価されていると読んでいます。この共通認識の醸成といったところでもう少し具体的に、どういった形で共通認識が醸成されたのかを教えていただければというのが1点目でございます。

2点目は、46ページになります。

先ほども御説明にあったように、特にウクライナ情勢に対応する形で機構の方で主体的に情報を収集、発信されたということですが、積極的というところ、――資料3でも、かなりの回数ホームページで発信されていることはわかりますが、実際にその積極的な部分をもう少し御

説明いただけたらと思います。

3点目は、こちらも情報や消費者理解のところですが、116ページです。

でん粉に関する消費者理解促進を行われて、成果があったということでございました。でん粉の価格調整制度について、消費者理解を得るのはなかなか難しいと私も日頃から思っておりますが、でん粉の使用方法として今回試みられた食べられるトレーやスプーン等を通じてどれだけ価格調整制度について理解していただけるのかという疑問があります。こちらに参加された方が調整制度についてどういった感想を持ったか、理解を深められたのかといった声を具体的に教えていただけるようであればうれしく思います。

以上3点、お願ひします。

○畜産局総務課長補佐 ありがとうございます。

機構から、よろしいでしょうか。

○上大田理事 先生、ありがとうございます。

まず1点目について、御説明いたします。

御指摘のとおり、同じ項目が2か所に載っているのは視点の違いということでございまして、野菜部門では緊急需給調整を行っております。最近の暖冬傾向やコロナ禍による消費の減退もありまして、特に価格が下がるような状況が続いておりましたので、緊急需給調整に力を入れなければいかんという背景がまずございます。

これにつきまして、緊急需給調整を行うに当たっては、廃棄をしなければいけない生産者、それから流通業者、消費者など関係者の御理解と御協力を得つつ、連携を取りながらやっていく必要がある。今回は、特に消費者に対して生産現場についての理解醸成を図る、大変な思いをして野菜を作つておられることを御理解いただくことが、この緊急需給調整に御理解を頂くためにまず必要だと考えておりまして、そのために、消費者向けに指定野菜の圃場での収穫作業や調製作業、あるいは選別作業などを撮影、編集してユーチューブに載せた。これはa1i c公式チャンネルから見ることができます。

これにつきましては機構の方で、生産者、消費者、それから流通業者、こういった関係者が全て入っている野菜需給協議会でも御紹介して、共有したところでございます。

動画の効果がどのように出たかを測るのはなかなか難しいですし、これをユーチューブに上げてから期間も余りたっておりませんので、実際に「これぐらい」と申し上げるのはなかなか難しいですけれども、共通認識の醸成が図れたのではないかと考えているところでございます。

こうした取組内容を踏まえて機構としてa評価にしたということでございますので、その点、

御理解いただければと思います。

○瀬島総括理事 2点目の、積極的にというところでございますが、情報収集・提供するときに、ニーズが高いと思われるテーマあるいはパートについては、日頃から現地報道等を収集して発信していくことはやっておりますが、このウクライナに関しては資料3の30ページに具体的にあるように、情報誌、ホームページ「海外情報」等々で情報発信しています。

30ページ、1番の情報誌は毎月定例的にやっているところで、その中でどれだけ最新の情報をということで日頃からやっていることの延長線ですが、2番のホームページ「海外情報」では、2月に始まって春先から夏ぐらいにかけては非常にいろいろ報道されたり、展開もダイナミックだったと思われますが、それに応じる形で4月から8月、9月ぐらいにかけては非常に、そういう意味で積極的に、これだけのものを情報発信していくためにはそれなりの情報を取つて、咀嚼して、中身を精査してという、なかなか限られた人数でそれなりに大変な状況ではございましたが、そういう結果を出していったということでございます。

限られたマンパワーの中でということで言いますと、チームを柔軟に、日頃は「あなたは○○担当」みたいなことで役割分担してやっていますけれども、そこを「これはみんなでやりましょう」といったことで柔軟に、そこはチーム編成も変えながらやったということも、「積極的に」というキーワードの一つになると思っております。

それから3点目、でん粉でどれだけ成果があったのかにつきましては、同じく資料3の81ページに、その意見交換会についてレジュメを入れております。一番右列の「主な対応等」の中段から質疑応答がありますが、このとき、食べられるトレーを食べておしまいではなくて、私どもの価格調整制度の説明も担当部長より差し上げております。そのことに関して質疑応答の最初のところで、交付金単価の話ですとかそういうことにも関心を持っていただけたということがございます。

それから次のページですが、【参加者からの意見・感想】ということで、特に二つ目の○の「全体を通じての感想、特に印象に残ったことなど」の中で、「内外価格差を是正するための調整金の役割を再認識した」といった御意見、感想も頂いておりますので、一定程度の御理解は頂けたと考えております。

○矢野委員 ありがとうございました。

○畜産局総務課長補佐 そのほか、ございますか。

○石王丸委員 今、御説明いただいたことに関連しますが、資料3の30ページ、2番、ホームページ「海外情報」でたくさんの情報を発信されていることがよく分かりますが、これについ

て、実際に閲覧されたのかどうか、利用されたのかどうか、この辺りが分かりにくいと思いますけれども、同じく資料3の84ページとか85ページ辺りにホームページのアクセス解析をされたデータが出ておりまして、先ほどの海外情報のページが見られているのかどうかはこの解析では、もちろん1対1対応になってはおりませんので分かりませんが、例えば84ページの（1）を拝見しますと、閲覧されたページ数の推移として、前年同月比でそれほど急激に伸びている等は認められない状況ですが、実際のところ、先ほどのホームページの「海外情報」、毎月二、三件ずつ積極的に情報発信していますが、このアクセス状況はどんな感じか把握されていますでしょうか。

あるいは、そこはこの部分の評価には関係ないのでしょうか。この部分は資料2の46ページから47ページで言及されていると思いますが、この項目はそもそも情報の収集提供業務なので、収集して提供しているかどうかが問われているのであって、必ずしもそれが閲覧されているか、利用されているかというところは評価の対象になっていないのかどうか、その辺りも教えていただけますか。

○庄司副理事長 副理事長の庄司と申します。

まず、この項目ですが、真ん中のところ「調査テーマの重点化」という項目になっています。これについては委員会等で出された意見等を踏まえて調査テーマを重点化するという評価指標になっていて、この取組が十分であったかどうかということですけれども、情報検討委員会を毎年度末に開いて当該年度の実績を報告し、翌年度の重点テーマを設定するということで、それができて、それに基づいて情報が提供されれば取組は十分であったということになると思います。

今回これについて自己評価をS評価にしたのは、それに加えて、調査テーマを重点化した後にウクライナの情勢の話が出てきたので、そのことについて積極的に取り組んだことを評価したということでございます。

先ほどのアクセスの関係ですけれども、2番のホームページ「海外情報」のところになりますが、4月8日からずっとあります。これについてはアクセス件数を調べております。この「海外情報」全体の1件ごとの平均アクセス件数は232件ぐらい、200件強ですが、この2番で申し上げている26件については平均が300件ということで、全体の平均よりは高い。

それに加えて、一つずつ見ていくと、例えば8月2日のウクライナ産トウモロコシを巡る情勢（その1）という記事については1,000件を超えていたということで、やはり関心が高い情報だったと思われます。

そういう意味で、全体としても皆さんの関心が高かったことと、記事ごとに見ますとより、関心の高いものがその中に含まれていたということをもって評価させていただいております。

そういうことでよろしいでしょうか。

○石王丸委員 分かりました。ありがとうございました。

○畜産局総務課長補佐 ありがとうございました。

そのほか、ございますか。

○恩田委員 御説明ありがとうございました。

前のお二人の委員の質問に近いところですけれども、教えていただきたいことが2点あります。

まず1点目は、資料2の47ページになります。外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組んで、この評価がaであったということで、資料3の別添5-2、31ページになるかと思いますけれども、この調査報告会の開催はどのように周知されているのかという点。例えば1番の調査報告会等の開催はユーチューブ配信ですが、これはホームページ等で広報を行っているのでしょうか。

それから、2番の外部からの講演等の依頼というのはどのような仕組みで、依頼を受けるようなシステムがきちんと構築されているのかどうかお教えいただきたいと思います。

まずこれが1点目です。

2点目は、同じくホームページ等々に非常に力を入れて業務を行ったという御説明もあり資料2115ページにて、いろいろなコーナーを設けたことは理解できましたが、別添8-6の令和4年度のホームページ等に係るアンケート調査の結果を拝見しますと、ホームページに関してはポジティブな回答が7割ぐらいのようですけれども、パンフレットや広報誌については少し難し過ぎるといったことでポジティブな回答が10ポイントぐらい落ちてきて、SNSになると51.5%という回答になっています。これは同じ企画部の方々がコンテンツを考えられているのか、それともそれぞれ分担して作成しているのでしょうか。

逆に言うと、機構が提供している様々な情報はホームページ等には向いているけれどもSNSには向いていないといった結果に関してはどのようにお考えなのか。

この2点、お教えいただければと思います。

○瀬島総括理事 まず1点目の、セミナー等の周知ですが、こちらはホームページで1か月ぐらい前、今もちょうど、これからやるものをおおまかにアップしているところです。先ほど申し上げましたようにデザインを一新して、ホームページの一番上をスライダーといって一

番注目してほしいことを流すようなスタイルにしましたが、そこに「今度、アメリカの関係のセミナーをやります」といったことを載せているというように、周知はホームページが中心になっています。

あとは個別に関係者の方に「今度やるからね」のような、ある意味、口コミ的なものを補足的にやる場合もあります。それから、例えば関係の方が大勢集まる会議等の場で「今度やりますから」というアドホック的なこともやったりはしております。

それから、外部からの講演等の依頼に関しては、例えばホームページ上に「ここから申し込んでください」のような枠組みは作っていないで、個別の照会、問合せ等の中で「では、やってください」というように個別に御依頼を受けたり、あるいは「こういうことをやってほしいと思いますけれども、何かいいものありませんかね」のような御照会を受けたりとか、あるいは「去年やってもらったので今年もまたお願いします」といった形での御依頼ということなので、積極的に「講演依頼を受けますから」のようなことではないですが、ただ、御依頼いただいたものに関してはなるべく前向きにというような形を取っております。

2点目でございますが、確かに、アンケートの中ではメディアによってポジティブな評価が分かれていることは御指摘のとおりでございまして、ホームページのつくり込みですが、トップページあるいは消費者コーナーといったところをやっている部署、それからホームページでも現業部門の業務情報、例えば「入札の結果はこうです」等いろいろございますので、そういうものにはそれぞれの原課が取り組んでいるのが実情でございます。

別添8-6のアンケート調査に関しては、ここに書いてありますように企画調整部広報消費者課というトップページを始めとしたホームページ全体のお守り役といいましょうか、そこがやっております。

パンフレットと広報誌のポジティブな回答がホームページに比べると若干低くなっているという事はありますが、広報誌はペーパーレスに対応したばかりという状況での結果だったというのが一つありますし、それまでは紙ベースと両方やっていたんですが、ウェブに一本化しました。ですので、まだちょっとこなれていない部分もあったと個人的には思っております。

パンフレットにつきましては、紙ベースということで、どうしてもこちらとして伝えたい部分が、ホームページ等に比べるとそちらの思いが強い部分があると思います。そのようなものも含めまして、今回、業務紹介を動画にして、より分かりやすくというところに着目したことがあると思います。

SNSの実態は、ツールとしては私どもフェイスブックをやっていますが、そちらは登録し

ていただいている方の数等がそんなに多くありませんので、その辺のことも関連していると思いますが、分析に関して、今、私が口頭で申し上げたのは多分に個人的なものも含まれますので、システムチックにやっているものではありません。ただ、ホームページでの情報発信、広報にどんどんシフトしていきたいというところはございますので、そういう部分についてはポジティブな回答を頂いていると思っております。

○恩田委員 分かりました。ありがとうございます。

○畜産局総務課長補佐 ありがとうございました。

○矢坂委員 3点ほど、質問というよりコメントやお願いのようなことを申し上げたいと思います。

一つは、情報システムのデジタル化に関することです。

ALICは短期間で業務のデジタル化を進めて高い評価を得ており、そのために多くの努力を払われ、積極的に挑戦されていることに対して私も高く評価したいと思っております。何よりもエンドユーザーの利便性が高まれば、現場での業務時間の短縮や精神的なストレスの削減につながるのではないかと思います。

ただ、業務のデジタル化に際しては、職員の方々やエンドユーザーの方々の知識・理解や経験などにかなりばらつきがあると思います。短期間で業務システムが高度化されると、それに十分に対応できず、取り残される人も少なくないと思われます。完璧に近いシステムが導入されても、それを運用する現場で思わぬミスが起きると、ミスの連鎖が生じてシステムが機能しなくなってしまうこともありますので、積極的かつ慎重にデジタル化を進めていただきたい。デジタル化を進めることだけが目的化しないようにご注意いただければというのが1点目です。

2点目は、調査・情報業務についてです。補助事業に関連する業務が外部からは見えない縁の下の力持ちといった性格を帶びているのに対して、調査・情報業務は広く社会に情報を提供し、ALICのいわば顔であり、社会的な信頼を支えている部門です。

そこでお尋ねしたいのは、調査・情報の提供先として誰を念頭に置くのか、調査・情報のテーマをどのように設定するかという点です。話題性の高いテーマ、即時性のある情報の提供は重要ですが、本質的な問題への関心が希薄であると、情報のいわゆる有効期限は短くなってしまいます。ALICの調査による情報を求める人にはメディア関係者、食品企業のビジネスマン、研究者、そして消費者など様々な人がいて、それに応じてニーズも多様であるとしか言いようがないのですけれども、何をテーマとしてピックアップするのかは極めて難しい問題であると

同時に、ALICの調査・情報業務の基本的な姿勢を示すものです。

例えばウクライナの情勢の変化や影響についての情報提供は、食品ビジネスに携わっておられる方にとってはタイムリーで即時性のある情報として利用されたのではないかと思います。ただ往々にしてこういうものは通信社等などの情報と似てしまいがちです。ALICが提供する情報は単に横文字を縦文字にする、つまり海外の情報を邦訳して伝えることが大事なのではなくて、その位置付けであるとか意味合いであるとかが付け加えられることによって読者に情報の読み方や問題の枠組みなどが伝えられることだと考えています。そういう意味で、即時性のある情報も大事なのですが、ALICならではの調査情報の提供が望まれます。

一例として、昨年の基本法の検証部会で紹介・解説されたフランスのエガリム法・エガリム2法についてふれたいと思います。このフランスの法律には日本からやや過大な期待が寄せられることになり、農水省は価格転嫁による適正な価格形成に関する検討会を立ち上げました。日本でも酪農業界をはじめとして、多くの関係者がエガリム法などに関心を寄せるようになりました。しかし、『畜産の情報』には短信のような記事は掲載されましたが、詳しい実態調査のレポートはこれまでのところ掲載されていません。

日本国内での関心事と国際市場で話題になっていることとはずれがあります。日本の農業や農政が置かれている状況が特殊だからでしょう。すべての読者を満足させるようなテーマ選びは難しいと思いますが、情報不足で議論が混迷し行き詰まっているエガリム法関連のテーマは海外に専門的な調査のノウハウをもつ職員を派遣しているALICの調査・情報業務が取り上げるべき調査テーマです。

調査・情報を伝えようとする対象者や取り上げるテーマの選び方について、何かお考えがあれば伺いたいというのが2点目です。

3点目は、今回のこの報告書で非常に詳しく説明され、高く評価されている情報提供についてです。私も非常に大きな努力をして、工夫を凝らされている情報提供業務の取り組みに敬意を表したいと思います。

ただ情報提供業務も想定する対象によって伝え方や伝える情報が変わります。際限のない選択肢の中で、優先順位や特定の重点といったものを選び取り、対象や手法を絞らなければならぬのかかもしれません。

今回のご説明では消費者を対象とするものが多かったように思います。ただ、消費者を対象とする情報提供はとても大事ですが、卸・小売業者、食品製造業者などの食品サプライチェーンを構成している事業者に何をどのように情報を伝えるかがALICの情報提供業務に課されたよ

り重要な課題ではないでしょうか。

そこで動画や魅力的なデザインの画面など、消費者への情報提供の分かりやすさの追求に偏ることには少し心配を覚えます。ALICに積極的に理解醸成を働きかけてほしいのは、小売業などをプロフェッショナルとして担っている関連業界の事業者です。かつて大手乳業メーカーの食中毒事件の際にも、小売店舗の担当者は牛乳、加工乳、乳飲料の区分について全く知らず、消費者の質問にも答えられないことが多かったのです。食品サプライチェーンを構成する事業者に消費者にとってはやや専門的なことを含めて、基本的な認識についての理解醸成を図ることが、頑健な食品サプライチェーンの確立に結びつくはずです。ALICの情報提供業務が蓄積してきた現場での経験や専門的な知識への期待はきわめて高いと思います。こうした点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○庄司副理事長 情報提供の対象になりますけれども、まず情報誌と広報誌でターゲットが、完全に分かれているわけではないですけれども、機構としては、そこは仕分をしているつもりでございます。

情報誌に関しては特定の対象ということで、農畜産物の生産・流通関係者と事業者等ということで、先ほど矢坂先生が言われた小売の関係者等も対象としては入ると思います。そこに対しては特定の情報ということで、需給の動向の判断とか経営の安定に資する情報ということで定義しております、そういう情報について情報収集提供業務の一部として、情報誌を媒体として提供しているということでございます。

一方、主なターゲット、消費者という方面に関しては、広報の関係でホームページに消費者コーナーを使ったり、あるいは広報誌を使ったりSNSを使ったりということで、そちら方面については専門的な情報というよりはむしろ機構の業務の内容を理解してもらう、あるいは機構で扱っている物品について理解してもらうといったことをメイン内容として提供させていただいているということで、広報の関係と情報の関係とでターゲットも分けておりますし、内容も少し分けている。完全に分けているわけではありませんけれども、一応そういった仕分をしているということです。

○瀬島総括理事 補足いたしますと、この評価に関しては、セグメントごとにこれはaでこれはsでと羅列といいましょうか、情報も広報もあるということでしたけれども、情報はセグメント業務でございまして、広報とはやはり一線を画しているという理解でございます。ですので、テーマの選択ですかどこにフォーカスするのか、そこは今、副理事長からお話をありましたとおり、しっかりやっているつもりではございます。

ただ、なかなか皆様方に御満足いただけるようなところに至っていないという問題意識は当然ございますので、そこは引き続き切磋琢磨してやっていかなくてはいけないとは思っております。

それから、一番最初の情報システムのデジタル化につきましては、矢坂委員御指摘のとおりシステムがどんどん高度化される中で、ユーザーも私ども職員も、理解とノウハウのところはしっかりとやっていかなければいけないという問題意識は持っておりますし、デジタル化に対応したということで、内部的に言いますと人材育成のようなところは、4月から始まりました新しい中期目標でも、しっかりとやりなさいといった指示を受けておりますので、それを踏まえてしっかりとやっていかなくてはいけないと思っている次第でございます。

○矢坂委員 ありがとうございます。情報提供業務は消費者向けの情報だけではなく、食品事業者などへの少し専門的な知識や認識など、消費者への情報提供とは異なる情報も含まれてくるでしょう。食品サプライチェーンを構成している事業者の人たちが共有すべき情報が近年ますます増えてきているというのが、3点目で食品サプライチェーンについて申し上げた趣旨です。

○庄司副理事長 先ほど私、二つに分かれていると申し上げましたけれども、広報の関係も、機構で持っている情報を提供するという観点からいきますと、調査情報部で情報収集した内容や他の業務部門で保有している情報を広報誌を通じて提供するというのは当然あると思います。情報誌で書いた原稿が結構長いものであれば、それを要約してより分かりやすくして広報誌に載せる等、そういう記事もございますし、SNSのフェイスブックでもそういう観点からの情報提供もあると思いますので、そこは完全に色分けしているわけではなくて、一つの情報を両方で使うようなことも実際にやっていますし、これからも続けていきたいとは思っています。

○矢坂委員 ありがとうございました。

○畜産局総務課長補佐 ありがとうございました。

令和4年度の評価書案にたくさんの御意見、御質問をありがとうございました。

評価書案自体の評定については問題ないと理解させていただきまして、第5期中期目標が始まっていますけれども、委員の皆様から頂いた御意見、機構もですし、農水省でも参考にして進めていきたいと思います。どうもありがとうございました。

時間も大分たちましたので、5分間休憩させていただきます。4時25分に再開して中期目標期間の評価に入らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

午後 4 時 20 分 休憩

午後 4 時 25 分 再開

○畜産局総務課長補佐 再開させていただきます。

第4期中期目標期間の業務実績の評価案について説明させていただきたいと思います。

資料に入る前に、まず、評価の評定方法について御説明させていただきます。

昨年御審議いただいた見込み評価と同様の考え方になっておりまして、年度評価と異なる点としましては、年度評価、先ほど説明していただいたように小項目ごとにそれぞれ s、a、b、c という評価をしていますけれども、期間実績評価については平成30年から先ほど御説明させていただきました令和4年度までの各小項目の評定を点数化して、それを積み上げた上で中項目の評定とするルールとなっておりますので、各小項目ごとの期間評価は行っておりません。大項目については中項目の評定の積み上げ、最終的に、大項目の評定を積み上げたものを全体の評価とすることとなっております。

資料4「第4期中期目標期間の業務の実績に関する評価書（案）」を御覧ください。

2ページでございます。

こちらも評定としてはB評価、「第4期目標期間の業務は、中期目標における所期の目標を達成していると認められる」ということで、見込み評価のときと同じようにB評価となっております。

平成30年度から令和4年度の各評定について、機構の自己評価が妥当と判断されておりまして、今年度もそうですけれども、5年間、当省の評価案と評定は同じとなっております。

また、昨年度、御説明させていただいた見込み評価からの変更ですが、1項目だけA評価をS評価にさせていただいております。そこも含めて評価のポイントについて、絞った形で御説明させていただければと思います。

先ほども2ページで紹介しましたようにB評定ということで、各項目が5ページからの総括表にも書かれておりますけれども、全て b 評価以上となっておりまして、全ての項目で目標を達成しておりました。

中項目でA評価以上のものを紹介させていただきたいんですけども、S評価が一つ、A評価が三つとなっております。

まず最初が、65ページになります。

こちらは平成30年度のみの評価になっておりますTPP等政策大綱への対応ということで、平成30年度に評価させていただいたものがそのまま期間実績になっております。これがA評価

の一つ目です。

それから、89ページでございます。

こちらの I C T の活用による業務の効率化の項目ですけれども、89ページの中段、右から一つ目と二つ目、評定のところに A と S と書いてありますけれども、右から二つ目の見込み評価では A 評価、一番右の最終的な実績評価案では S 評価とさせていただいております。昨年の見込み評価時点については、令和 2 年度に新型コロナウイルス対策としてテレワークの推進を図るためインフラ整備を順次、計画的に実施して、自宅において職場と同様な環境で業務を実施することや、対面による会議についてウェブ方式で実施することを可能とし、業務の円滑化、効率化を図り感染リスクの提言、働き方改革の推進、非常時における業務継続などを実現したことを高く評価して、 S 評価とさせていただきました。

そのほか、 D X の推進については今の時代、年々上がっていくのが当然だとは思いますけれども、平成 30 年度、令和 3 年度においても A 評価をしていることから、見込み評価において A 評価となっておりました。

その上で、先ほどお話しさせていただいたとおり令和 4 年度評価として S 評価とさせていただいた内部手続の電子化や各種業務システムのオンライン化、クラウド化の構築、特に私からもお話しさせていただいた e M A F F について、当初の計画を大幅に前倒しして本格的運用を開始していただいたこと、エンドユーザーの方まで対応していただいたこと等を高く評価しており、 5 年間を通じて顕著な成果があったものとして、見込み評価の A 評価から S 評価に変更させていただいております。

続きまして、92ページになります。

こちらも先ほど機構から説明がありましたけれども、情報システムの適切な整備及び管理につきまして、昨年 9 月にデジタル庁から全独法、農水だけではなく全部の独法について中期目標を変えてこの項目を入れなさいということで指示がありました。

機構は独法の中でも後発独法であり、先発独法の 2 年後にできている法人でございまして、第 4 期中期目標、昨年、中期目標が終わるということで、この部分については検討までいいですよというデジタル庁からの指示があったところですけれども、先行して半年の間に十分検討していただき、今年 4 月 1 日から PMO を設置していただいたことを高く評価させていただいて、 A 評価。この評価で、期間実績としても A 評価となっております。これが二つ目の A 評価です。

最後の A 評価としては、 127 ページになりますけれども、消費者の広報の部分でございます。

こちらは見込み評価でもA評価とさせていただいておりまして、令和4年度においてもホームページの利便性の向上とか、多くの方が利用しやすいよう工夫した取組ということで、令和4年度の評価もA評価となっておりまして、見込み評価どおりA評価としているところでございます。

以上が評価の主なポイントとなります。

続きまして、恐縮ですけれども、3ページにお戻りいただけますでしょうか。

下の3番「項目別評価における主要な課題、改善事項など」という欄の御説明をさせていただきます。

基本的に、課題であり、改善ということではないですけれども、昨年度の見込み評価でも継続して取り組んでいただきたい事項として記載させていただいております。1点目は、砂糖勘定の繰越欠損金についてです。国際糖価の上昇に伴う調整金収入の減少と、近年、さとうきび・てん菜の生産が堅調であることに伴う国内産糖価格調整事業の支出の増加により欠損金が増加しているため、今後も入札の実施、借入利率の低減など機構ができる取組を継続していただきたいということで書かせていただいております。

次のページになります。

2点目、情報セキュリティについてでございます。

こちらも近年、重大なインシデントは発生していないところでございますけれども、機構は多数の個人情報を有していること、また、DXの推進とともにサイバー攻撃、ウイルス等も年々巧妙化していることから、引き続き十分な対策を講じていただきたい。先ほど矢坂先生からもありましたけれども、進めると同時に慎重にという部分もあるかと思います。

その下の「その他改善事項」の欄でございます。

こちらも、現行中期目標期間中に不適切な事例があったものではございません。eMAFFを活用した業務手続のオンライン化や内部管理事務のデジタル化等、DX推進の部分でございますが、令和4年度に相当頑張っていただいたんですけども、引き続き今後も頑張っていただきたい。

また、デジタル人材の育成・確保がこれから重要になっていくと考えております。体制の強化を図ることを引き続きお願いする内容となっております。

2点目として、国内外の情報収集・提供業務です。

こちらは、これまで機関の強みとして機関独自の情報・データ収集・蓄積による分析力を持つとともに、国内外に多様な情報源を有していると認識しておりますが、海外の農畜産物に

関する情報分析について更なる体制の強化ということで記載させていただきました。

すごく簡単ですけれども、令和4年度の評価に関する当方からの説明は以上となります、事前に御照会いただいた案件がございます。「砂糖勘定の繰越欠損金が増大していることについて、砂糖消費量が減少している中、国としてどう守っていくのか、繰越欠損金の見通しなどについて御説明いただきたい」ということでしたので、担当から御説明したいと思います。

○地域作物課長補佐 農林水産省の地域作物課で砂糖勘定を担当しておりますので、今件についてお答えさせていただきます。

糖価調整制度の砂糖勘定については、御指摘いただきましたように、砂糖消費量の減少や国際糖価の上昇によって、近年収支が大幅に悪化している状況にあることは事実でございます。他方、てん菜やさとうきびをいかに持続的に生産していくかとなると、正に糖価調整制度の安定的な運営が重要になりますので、これを守っていかないといけない。このため砂糖勘定の収支をしっかりと改善していかないといけないと考えているところでございます。

このため昨年、北海道のてん菜でございますけれども、交付金の交付対象数量を令和8年砂糖年度に向けて徐々に減らしていく方針を決定したところでございます。こういった取組を皮切りに、制度の利益を受ける関係者による応分の負担と貢献により、砂糖収支の改善を、a 1 i c では別途可能な取組を行っていただいていると認識しておりますが、農林水産省としても制度を設計する立場としてできることをしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○畜産局総務課長補佐 ありがとうございました。

第4期中期目標期間の評価、こちらで御意見等がありましたら委員の先生からお願いしたいと思いますけれども。

○石王丸委員 御説明ありがとうございました。

4ページの一番上に情報セキュリティについてのお話が記載されておりますが、ここでは、どちらかといいますと個人情報等の重要な情報の漏えいを前提としたようなお話かなと思われますが、それとは別に、例えばa 1 i cさん自身のデータが読めなくなるような、サイバー攻撃に対してどう対策をするのか、私もよく分かりませんけれども、例えばバックアップはきちんと取っておく等かとは思いますが、何かその辺りを御検討されていましたら教えていただけますか。

○瀬島総括理事 まずは、そういう変なものが入ってこないようにするというところで、a 1 i c、サーバーたくさんありますけれども、それ自体を守るところに日頃から注力している。

外部からも監査していただいたりしていますが、a l i cのセキュリティの水準自体は非常に強固なものだという評価を頂いているところです。とはいえ、やられてしまってはおしまいなので、そこをまず日頃から固めることはやっております。

それから、データのバックアップも個別にやっているところでございます。

先ほどお話しいたしましたが4月1日にPMOというものを整備いたしまして、今までやっていた事柄以上に、PMOの司令塔を中心にそれぞれの現業のシステムがどのようになっているか、どういう課題を抱えているかといったことをより集約できるような、それをほかの部署にも横展開できるようa l i c全体のシステムのレベル、セキュリティ面も含めて底上げをしていきたいと考えております。

よろしいでしょうか。

○石王丸委員 ありがとうございました。

○畜産局総務課長補佐 ありがとうございます。

では、最後にもう一度御質問等を受けたいと思いますので、次の議題に行かせていただきたいと思います。

資料5「独立行政法人農畜産業振興機構の第5期中期目標・中期計画」ということで、この4月から新たに第5期中期目標期間が始まっております。今回の評価の審議とは別になりますけれども、御説明させていただきたいと思います。

1ページ、2ページに中期目標の主なポイントを書かせていただいております。

中期目標の策定に当たっては、総務大臣決定の「独立行政法人の目標の策定に関する指針」等に基づき策定しております。これは平成26年に制定されているんですけども、直近では令和4年3月に改定されておりまして、それに基づいて策定しているところでございます。

主な変更点の御説明ですけれども、まず一つ目、適正な全体評価のための評価指標の記載です。

第4期中期目標にも評価指標を書いてあるところもありましたけれども、全ての項目においては記載されておりませんでした。中期目標に目標だけ書いてあって評価指標がないと、どうやってその目標を評価していくのかが不明のため、事前に公表することにより、国民に対する説明責任を果たすという意味合いもあります。適切かつ厳正な評価ができるよう記載させていただきました。

(2) 法人の位置付け、役割です。

これは基本的に大きな変更ではないですけれども、令和4年3月に、前文で法人の使命及び

これまでの取組、法人を取り巻く環境の変化、そして第5期中期目標の取組方針、この三つを項目立てて記載しなさいということになりましたので、それに基づいて前文を記載させていただいております。

(3) からが、実際の目標に関する部分でございます。

国民に対して提供するサービス等の項目は、基本的に定量的な目標が原則となっておりまして、交付金の交付日数とか情報の公表期日等を指標としております。これ自体は変えておりませんけれども、第4期までの実績に応じて短縮が可能なものについては少しでも早く交付金の交付をしたり、情報を公表するように変更しているところでございます。

次に、イの情報収集提供業務ですけれども、昨年度は独法の評価委員会、この上部組織になると思いますけれども、こちらで、目標を策定するに当たって留意事項とされたものが2点ございます。その1点目として海外における情報収集体制の整備が挙げられましたので、それに応える目標とし、項目の名称を「テーマの重点化」から「情報収集の的確な実施」に変更しているところでございます。

ウのTPPの方は平成30年度で終了しているので、削除しております。

(4) 業務運営の効率化に関する事項。

こちらも、先ほど言った独法評価委員会で目標策定の留意事項とされたものでございます。デジタル化の推進が挙げられております。先ほど来、話をさせていただいているように令和4年度に一部前倒しして実施していただいているけれども、昨年3月に目標を策定した時点で、目標として掲げたところでございます。

最後、(5) その他業務運営に関する重要事項で、職員の人事に関する計画の項目です。先ほどお話ししました留意事項に関連してきますけれども、デジタル人材の確保・育成とか在外経験に関する取組を記載させていただいたり、女性の活躍推進に係る取組、「えるぼし」とか「くるみん」の認定制度の取得を目標に入れさせていただいております。

非常に簡単ですけれども、説明は以上となります。

評価とは別ですけれども、この第5期中期目標について御質問等があればお願ひいたします。また、全体を通じて御意見等があればお願いしたいと思います。

○矢坂委員 第5期中期目標で、情報収集提供業務として海外における情報収集体制の強化が謳われ、より重点を置く項目として取り上げられたことは大変有り難いことだと思っております。また、(5) でも在外経験に関する取組が入っているのは、まさにそのとおりだと思っております。

私もそうでしたけれども、多くの研究者が学部生の頃から『畜産の情報』などの調査レポートなどを通じて勉強してきています。たとえば、BSEの発生予防やトレーサビリティシステムの構築などを進めていく際は、私は『畜産の情報』に掲載された海外調査レポートなどを頼りにして理解を深めようとしていました。ALICの海外駐在事務所の方々は現場で取材したさまざまな専門家のネットワークを通じて詳しい情報を得ていて、その専門的な見識がALICの強みになっていたと思います。

評価委員会では政策実施機関としての効率性や正確性、迅速性などが評価の対象になり、こうした事業を担う職員の方々の努力を高く評価すべきだと思いますが、調査研究に従事してきた立場からすると、ALICの信頼性は現場での情報収集のバランスのよさ、幅広い視野という点で、それはやはりプロフェッショナルな問題意識に支えられているように思います。ALICの業務として表面に出てくる調査・情報業務を過度に強調すべきではないかもしれません、ALICならではの専門性をもっと伸ばしていただきたい。

コンサル企業による情報提供も有意義な点は多いのですが、ビジネスですから論理展開に顧客への配慮が働く余地もあり、逆にやや極端ですが、現象をたんに記述するばかりでメッセージ性が欠如しているものも少なくありません。個人的な判断や評価を記述することが難しいというALICの組織としての制約は理解しますが、たんに現象を叙述するだけでは社会科見学レポートになってしまいます。きちんと問題に接近するフレームワークを作つて仮説を検討する、調査結果を吟味する姿勢が、当時のALICの調査レポートの魅力でした。こうした姿勢を今後も是非大きく展開していただきたい。

これはコメントというよりお願いに近いことになりますが、是非よろしくお願ひいたします。

○畜産局総務課長補佐 ありがとうございました。

そのほか何かございますか。よろしいですか。

続きまして、本日、機構から監事のお二人にも御出席いただいております。令和4年度評価、期間評価全体を通して、御意見等があればお願いしたいと思います。

○守山監事 特にないんですけども、いろいろ説明いただきまして、評価をお聞きして、実際にどのように評価が動いているのか初めて勉強させていただきました。

今年度以降の努力目標に掲げていく部分が大分頭の中ではっきりしたと思うので、また1年間、頑張ってやっていきたいと思います。

○渡邊監事 この度6月からa1icに参りました、今日、初めてこういう評価委員会に出席させていただきました。評価委員の方々、ありがとうございました。

この御意見、また御質問の内容をしっかりと受け止めた上で、今年度、また中期計画の中で理事、また職員の方々と連携を取りながら、この機構がしっかりと役割を果たしていくよう監事の立場でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○畜産局総務課長補佐 ありがとうございました。

それでは、先ほど令和4年度の評価のときにもお話しさせていただきましたけれども、令和4年度の実績評価及び中期目標期間の実績評価とともに、評価自体に対して特段の修正意見はなかったと思いますので、これを畜産局の評価書案にさせていただきたいと思います。

また、今「その他特記事項」の欄が空欄になっていますけれども、本日の委員の御意見を整理して、後ほど書面で確認していただこうと思います。メールになると思いますけれども、御確認よろしくお願ひいたします。

今後の予定ですけれども、この評価書案につきまして農林水産省大臣官房広報評価課の点検を受けた上で、8月中旬に確定し、機構に通知するとともに、ホームページで公表することとなります。

これをもちまして、予定しておりました議事は終了しました。

最後に、畜産局総務課長から一言御挨拶させていただきます。

○畜産局総務課長 本日は長時間にわたり御審議を賜りまして、ありがとうございました。

また、貴重な御意見の数々、重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。

縷々御説明申し上げましたとおり、今年度から令和9年度までを期間とする第5期中期目標期間がスタートしているわけでございますけれども、この期間、役所の中の状況を少しだけ申し上げますと、食料・農業・農村基本法の改正に向けて検討が本格的にスタートしております。具体的な工程表を作つて各項目について検討を深めようという指示が総理からも出ております。そして、令和7年度からスタートする次の食料・農業・農村基本計画の議論も本格的にスタートさせなければいけません。

食料の安定供給に向けて課題は多岐にわたるわけでございますけれども、ほんの一例を申し上げれば、基幹的農業従事者が今の約120万人から約30万人にまで減るような状況もございます。今までと同じことでは駄目だということで、各種政策の見直しを本格的に進めなければいけません。この期間と第5期中期目標が重なるということで、機構における役割がますます重要なものになってくるということは、この一事をもっても御理解いただけるのではないかと思っております。

今後とも私ども農林水産省・国と機構の皆様方、そして先生方の御知見をいろいろ拝借しな

がら、御指導いただきながら各種施策を着実に、かつ抜本的な見直しも含めていろいろ考えなければいけないところもあると考えておりますので、御指導いただければ幸いでございます。

改めまして、本日はどうもありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。

○畜産局総務課長補佐 以上をもちまして農林水産省独立行政法人評価有識者会議農畜産業振興機構部会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

午後4時58分 閉会